

日独伊ソ四国同盟構想の崩壊

清 水 良 三

目 次

- (一) ベルリン会談
- (二) 日ソ交渉
- (三) 同盟条約三条と五条の意味
- (四) 日本とドイツの方針の分離
- (五) 枢軸同盟とバルカン政治
- (六) 対ソ包囲陣の形成
- (七) ハンガリーとニーゴスラヴィア
- (八) 結語

一 ベルリン会談

日独伊三国同盟の成立後、一九四〇年十一月二十六日付のシーレンブルグ駐ソ・ドイツ大使からリッペントロー
プドイツ外務大臣への電報をヒットラーが読み、同年十二月十八日にバーバロッサ作戦計画⁽¹⁾⁽²⁾の実施が発令されるまで
は、日独伊三国同盟とソ連邦との間に提携関係が発生する可能性があった。一九四〇年九月十日と十一日の両日には
日独伊ソ四国同盟構想の崩壊。

たつて行なわれた東京におけるスターマー特派使節と松岡洋右外務大臣との会談において、スターマーは「ドイツが日ソ関係の調整について正直なる仲買人として働く用意がある」ということを表明した。⁽³⁾ 日本はスターマーのこの言葉を信用して、四国提携問題のイニシアチヴを「ドイツにとらせること」を承知した。その理由としては、まず第一に独ソ間に当時独ソ不可侵条約があつたこと、次に西欧におけるドイツの戦勝が圧倒的なものであつたこと、第三に近衛文麿内閣総理大臣の考えが、日独伊三国同盟をソ連を加えた四国同盟にまで発展させ⁽⁴⁾ 日独伊ソ四国の大陸同盟の力で米国と交渉しようとするものであつたからといふことが考えられよう。松岡外務大臣はかねてから駐ソ大使をして独ソ不可侵条約と同型の日ソ不可侵条約を締結せしむべく努力していたので、そのことも四国提携を推進させる大きな動機となつていたものと考えられる。

元来、日独伊三国同盟論はソ連のみを対象にした防共協定に満足しないドイツが、三国提携の対象に英國や仏國までも含ませようと希望したのに対し、日本がこれに応じないまゝ、一九三九年八月二十三日を迎へ、その儘立ち消えとなつていたものが、第二次歐洲大戦勃発後のドイツ軍の華々しい戦果に刺戟されて日本陸軍部内に勃興して來た日独提携論を出発点として發生して來たものであるから、日本としては日独伊三国同盟締結と同時に日ソ関係の調整を行なおうとする意識は、それ程強いものではなかつた。當時、豊富な戦略物質を産出する植民地を東南アジア地域に持つていたヨーロッパ諸国が次々とドイツ軍の支配下に入つた結果、その政治的地位に動搖を來たして、いたこれら植民地の戦略物質に着目した日本陸軍としては、独逸と提携することをまず望んだのであり、日ソ関係の調整を延期することの意味に深い注意を払わなかつたのである。

ところが、独ソ不可侵条約があつたにもかかわらず、独ソ間の関係はそれほど平和なものではなかつた。ドイツが西欧で戦つてゐる間に北欧においてソ連はフィンランドとたたかい、フィンランドの領土面積の約十一パーセントを奪取したし、またバルト三国をソ連の支配下においた。⁽⁶⁾ ソ連軍は徐々に独ソ国境に集結した。ヒットラーは「いずれはソ連とたたかわなければならぬ覚悟を決めてはいたが、その前に英本国を攻略したい」という希望を持っていたので、避け得るならば英本国攻略のあとまで独ソの衝突を避けたいと考え、対ソ接近に向つて最後の手を打つことになつた。一九四〇年十一月十二日から三日間にわたつて行なわれたモロッコ・ヒットラー・リッパンノーベル会談が即ちそれである。

ベルリンで行なわれたこの会談で、日独伊ソ四国提携問題がはじめドイツ側から提案された。四国提携の基礎条件は英國の瓦解を前提とした四国による地域分配であった。米国は米大陸から一步も出ないことが、第一の重要な基礎条件であった。⁽⁷⁾ 十一月十二日のモロッコ・リッパンノーベル会談で、リッパンノーベルは次のように書いてゐる。

總統はいまソ連、ドイツ、イタリー及び日本の間で非常に概括的な線であつても、勢力圏を相互に確立しておいた方が得策であるとの見解をもつてゐる……四国が世界において占めている地位から見て、賢明な政策としては各国の生活圏の拡大方向を全体として南方に向けるべきである。日本は既に南方に向つてゐる、南方において日本が獲得する領土を堅固にするために、日本は今後何世紀が努力しなくてはなるまい。ドイツはその勢力圏問題をソ連との関係において既に確定した。従つて西欧に新秩序を確立した後で、ドイツもまた南方すなわち旧ドイツ植民地のあつた中部アフリカにその生活圏を求めなくてはなるまい。同様

にイタリーの拡大する地中海に面するアフリカ、すなわち北部及び東部アフリカに向うことにならう。思うにソ連も長い目でみればソ連にとって非常に重要である大洋への自然の進出路を得るため、やはり南方に向けて進出するのではないであろうか。⁽⁸⁾

このように述べた後、ドイツ側はその後のソ連の進出方向として、バクー・ベシームの地域からペルシャ湾、アラビア海方面をすすめた。地図をみれば判明するようだ、これはヨーロッパ・ロシアからみれば南方というよりも、むしろ東南方である。しかるにロシアにとっての緊急の必要地域は東南方というよりも、正しく南方である黒海・トルコ方面、特に海峡地域であった。日独伊ソ四国提携問題はブルガリア問題、海峡地域問題ではやくも行詰ったのである。両国のベルリン交渉を行詰らせたものとしては、このほかにフィンランドからドイツ軍の撤退問題があった。ベルリン会談でモロトフは、ドイツ側が提案したような勢力範囲の分配案に対し直ぐ返答したわけではない。ドイツ側の説明を数学の教授のような態度でいた後⁽⁹⁾、日独伊ソ四国協定案の内容を概略知った上、返答を後日に期してベルリンを去ったのであった。十一月十五日の会談でモロトフ外務人民委員がリッベントロープ外相からもかされた四国協定案の内容は次の通りである。

三國同盟参加国たる日独伊三國政府およびソ連政府は、相互に接する国境に秩序を確立し、當該四國国民の福祉を計るとともに、この目的を達成せんとする四國共通の努力に恒久的かつ確固たる基礎を与えるため、次の諸条項を協定する。

第一条 一九四〇年九月廿七日の三國同盟において、日独伊三國は大戦が世界的抗争とならざるようあらゆる手段によって拡大を防止し、早期世界平和の回復に努力する旨を協定し、三國はこの目的を同じうし其のために努力せんとする世界各地の国民との協力を高めさらに拡充する意志を表明した。ソ連はこゝに、ソ連がこれらの目的に同調し政治的に三國と協力していくの田

的達成のため努力する決意があることを宣言する。

第二条 日独伊およびソ連は相互にその自然的勢力圏を尊重することを約す。これら各勢力圏相互間に折衝の必要が生じた場合四国は発生せる問題に関して、常に友好的に相互会談を開催する。

第三条 日独伊およびソ連は、以上四国中の一国に敵対して結成された列国間における協定には参加せず、かつこれを支持せざることを約す。

四国はあるゆる経済問題に関して、相互に援助し、四国間に現存せる協定を補強拡張する。⁽¹⁰⁾

右の協定案をモロトフに示した後、リッベントロープはさらに次の如く述べた。「協定自体は公表される筈であるが、それ以外に上述の協定に関連して秘密協約を締結し——形式は今後決定する——四国の領土的希望の焦点を決定する」⁽¹¹⁾。そして先に述べたような方向をソ連に提案したのである。

これよりさき、十一月二一日の余談でモロトフはリッベントロープに対し、「欧洲および大東亜圏の新秩序の概念は、条約中においても甚だ曖昧であり、すくなくとも条約の準備に参加しなかったものにとては明瞭ではない。従つて、この概念のさらに正確な定義を得ることは非常に重要であると考える」と述べて、欧洲および大東亜の新秩序の内容を質問したのであるが、これに対しリッベントロープは欧洲の新秩序の範囲には触れず、大東亜共栄圏について「大東亜の概念はソ連にとって不可欠な勢力圏に大した関係を持つていない」と答えた。モロトフがききたかったのはむしろ欧洲新秩序の範囲であった。大東亜共栄圏の範囲には触れないで、モロトフは次のように述べた。

独ソ間の勢力圏の画定については殊に周到な注意が必要である。これらの勢力圏の確立は過去において部分的な解

決しかなされておらず、後で詳細に論議した「フィンランド問題を除いて、これら過去の勢力圏は最近の情勢、事件によつて無効無意味になつてしまつた……ソ連はまずドイツとの諒解を成立させ、その後、三国同盟の意義本質目的などに關してさらに正確な情報を入手してはじめて、日本およびイタリーと交渉した」。

同じく十一月十二日⁽¹⁴⁾の会談でヒットラーは「ソ連は全然ドイツと利害の衝突を起さずに発展出来る」と言ふ、モロトフはこれは正しくその通りであると賛成した。ところが、フィンランド問題、ブルガリア問題、海峡地域の基地問題で、ドイツとソ連の意見は衝突してしまつた。衝突の直接原因になったのは、一九四〇年十一月二十六日に駐ソ・ドイツ大使ショーレンブルグがリッペントロー外相にうつた次の電報である。

セロトフは私に今夕訪問するよう要請し来たり、デカノソフ臨席の下に次のように述べた。十一月十三日の会談において、政治的提携および相互経済援助にかんしてドイツ外相が概説した四国協定案に対し、ソ連政府は次の諸条件付きで、これを承認する準備がある

- 一 ドイツ軍は一九三九年の条約によつて、ソ連勢力圏に属するフィンランドから即時撤退すること
- 二 来たる数ヵ月以内に、ソ連はダーダネルス海峡におけるソ連の安全を保証するため、地理的にはソ連の黒海安全保障地帯に属するブルガリアと相互援助条約を締結し、長期租借により、ボスフォラスおよびダーダネルスの圏内にソ連陸海軍基地を設ける
- 三 バツーム及びバクーの南から大体ペルシア湾に到る地域は、ソ連の領土的希望の中心たることを確認する
- 四 日本は北樺太における石炭石油採掘権を放棄する。⁽¹⁵⁾

右のうち一と二がヒットラーをして遂に最終的に対ソ攻撃を決意せしめたものである。三はベルリン会談で既に打

イツ側がソ連にすすめたものであり、四はドイツには直接関係のないことであった。さきに十一月十二日のリッベントロープとの会談でモロトフは、「ソ連はまずドイツとの諒解を成立させ、その後三国同盟の意義、本質、目的などに関してさらに正確な情報を入手してはじめて、日本及びイタリーと交渉したい」と述べている。従って、独ソ交渉が行詰った以上、日独伊三国同盟とソ連邦との提携関係の発生問題はここに終末を告げたと考えられる。

一一 日ソ交渉

当時の日本の対外政策は基本的には南方を指向していた。従って北方ソ連との交渉は、南方政策推進のための補助的な役割を持っていた。強大な陸軍国ドイツがソ連の西方に存在し、しかもドイツ軍が英仏蘭白軍を大陸において撃破していた当時、日本がドイツと提携することはそれだけで、日本の南方政策推進のための側面援助を意味した。そして当時の日本の対ソ政策は南方政策推進のために背後の安全を確保することであったから 東郷茂徳駐ソ大使は日ソ中立条約の締結に努力し殆んど成功しかかったのである。⁽¹⁶⁾ ドイツ空軍の英本土爆撃開始直前の一九四〇年八月当時、文字通り無敵のドイツ軍の勢力がヨーロッパ全土に充満するのを見ていたソ連当局が、東郷大使の提案した中立条約締結の議に応じ、蔣政権に対する援助中止の条件まで呑もうとしたことは、自然なことであった。しかしに松岡大臣の東郷大使召喚は、東郷の時宜を得た交渉を中絶させたものであり、松岡の在外使節大量召喚が生んだ諸結果の中で、損失の度合がもつとも大きなものであった。東郷大使帰国の際ににおけるレセプションは非常な盛会であった

が、かかる不必要な大使交代のために、日ソ交渉促進のための最も好都合な時期を自ら失いつつあったのである。東郷大使の次の建川大使が着任した頃には、ドイツ空軍の英本土爆撃は既に開始せられており、英國の意外に強い抵抗力がソ連側の情勢判断に影響を与えて、日ソ交渉に対するソ連の態度は以前ほどの熱意を持たなくなつて來ていた。

建川大使は一九四〇年十月末にソ連に対し一九三九年八月の獨ソ不可侵条約と同型の日ソ不可侵条約の提案を行なつた。それは同時に極東における日本とソ連の勢力範囲を規定しようとするものであった。この交渉は数ヶ月間続いたけれども、何ら満足すべき成果は得られなかつた。他にも色々理由はあるが松岡大臣のヨーロッパ旅行を推進したのは、建川大使によるこの日ソ交渉の失敗であった。日本側が見誤つた点は、獨ソ不可侵条約と同型の条約が極東においても日ソ間ににおいて実現可能であると思ふことであらう。⁽¹⁷⁾ ヨーロッパにおける獨ソ不可侵条約は、敵対的なボーランドの分割という果実をもたらした。然し極東において獨ソ不可侵条約と同型の日ソ不可侵条約を締結するためには、極東におけるソ連の唯一の味方である蔣政権の中国を犠牲にしなければならなかつた。⁽¹⁸⁾ 一九四〇年十一月十五日にタス通信は、日本とソ連との間にアジアにおける各々の勢力範囲について了解が成立したという報道を否定し⁽¹⁹⁾、また、ソ連が中国に対してこれ以上援助を与えないという了解を与えたという報道も亦否定した。⁽²⁰⁾ また、その翌日には日本がロシアに対して、東部シベリアの代りに英領イングを提案したという報道も否定した。このほかにソ連政府は英國政府に対して、対支援助を中止する意図のないことを通達したことがある。⁽²¹⁾

汪精衛の南京政府と日本政府との間に日華基本条約が締結されたのか、日本政府はソ連政府に対し、この条約中の反共条項はソ連に向けられたものではない。従つてこの条約は日ソ関係を改善しようとする日本側の希望に何ら障害

を与えるものではない旨を言明した。⁽²²⁾ ところがその後、駐ソ連大使スマタニンは日本政府に対し、「ソヴィエト政府は、ソ連と中国との関係は、従来のまま変更されない旨を宣言することを必要と考える」旨を通達して來たのである。⁽²³⁾ それから暫くして、その建設に三年を要したロシアから中國への新道路が完成した。この新道路はシベリア鉄道のウラン・ウデから、蒙古人民共和国の首都・ウラン・バートル・ホダに通じ、それから寧夏及び蘭州に至っていた。この道路は戰略上きわめて重要な意義を有し、アメリカ合衆国からの援助物質の輸送に使用することが出来た。一九四〇年の末までに数千台のトラックがこの道路を利用した。⁽²⁴⁾ さらに一九四〇年十二月十一日に中國の羊毛とソ連の兵器の交換を規定した通商協定の最初の部分が調印された。この協定の後の部分は一九四一年一月に調印された。そして、同じ年の二月のはじめにはソ連領内で訓練を受けていた百五十人の中國の飛行士が、訓練を終えてモスクワから帰国の途についている。

然し、一方においてロシア政府と蔣政府との接触を全面的に停止せしめようとする日ソ交渉も徐々に進展しつつあったのである。先にも述べた如く、東郷茂徳大使がモスクワを去る時開催したレセプションには、モロトフやミコヤン等が出席して盛大であったが、東京においては松岡大臣がその返礼に、十月革命を記念して開かれたソヴィエト大使館のレセプションに出席した。又、松岡外務大臣は議会において、日ソ両国は相互理解のための共通の基盤を発見したし、両国関係はきわめて良好であると述べた。一九四一年一月二十日ソヴィエト政府は日本の北洋漁業権を一年間延長することを認めた。そして二月には漁業に関する協定の詳細を定める為に特別委員会が任命されたり、⁽²⁵⁾ また暫らく中絶していた日ソ通商交渉が再開された。日独伊三国同盟成立から三日後の一九四〇年九月三十日のプラウダの

社説には、「ソ連の中立政策は無変更であり、かつその儘維持されるであろう」とあったが、蔣介石政府ならびに日本政府に対するソ連政府の右に述べたような諸行為は極東におけるソ連の現状維持政策をはつきりと証明しているのである。⁽²⁶⁾

三 同盟条約三条と五条の意味

日独伊ソ四国同盟調印をめぐる一一の重要な問題が当時公表されずに終った。その第一は日本がドイツに対し、日本が軍事的紛争にまき込まれた場合のソ連の中立の保証を要求したことである。英米両国との戦争の危険性を賭して南方進出の準備に急がしかった日本政府にとって、この保証はきわめて重要なものであった。ドイツのスターマー特派使節はベルリンへの帰途モスクワに滞在したさい、外務人民委員に対してもこの問題をとりあげたのであるが、これに対しソヴィエト政府は直ちにその場合のソ連の中立を約束したのであった。その第二は、三国同盟締結国のうちのいずれか一国が第三国との軍事的紛争にまきこまれた場合、その第三国が侵略者であるかどうかとは誰が決めるのかということであった。例えば、日本はアメリカ合衆国が独伊のいずれか一国または両国に対して侵略行為に出た場合、独伊側に立って戦う義務があった。然しながら、アメリカ合衆国が侵略者であるかどうかを決定するのは全く日本の自由であったのである。換言すれば、この条約は自動的にその効力を発するものではなかつた。日本はその政治方針を決定する自由を保持していたのである。⁽²⁷⁾

同盟条約の第五条は、ロシアが第三国と戦争を開始した場合ロシアに対して何の保証もしていない。概してそれはロシアの利益の保護という点には触れていない。それはクレムリンに対し、三国同盟がソ連に對して向けられたものではないということを保証したに過ぎなかった。調印国の各々はソ連に對して独自の政策を推進する自由を保持したのである。それはドイツが三国同盟へソ連を勧誘すべく努力することを許可したし、日本が日ソ中立条約を締結することを許可した。また、それはドイツが反ソプロック形成の明確な意図をもつて、ロシアの近隣諸国を三国同盟に入させすべく勧誘することを可能ならしめるものであった。われわれは先に、ドイツが三国同盟へソ連を勧誘すべく努力したことや、一九四〇年十一月二十六日付のシーレンブルグ駐ソドイツ大使からリッペントロープ外相あての電報に言及し、ドイツが三国同盟へソ連を勧誘しようとする意図を放棄した経過について述べた後、ドイツの反ソプロック形成過程に言及しよう。

四 日本とドイツの方針の分離

アメリカ合衆国の國務長官コーテル・ハルは一九四一年四月十三日の日ソ中立条約の成立が発表された時、この中立条約は過去において日ソ両国間に存在して来た状態をそのまま表現したに過ぎないものとしたが⁽²⁸⁾、この解釈は大体において妥当であった。当時ソ連は英米両国からドイツ軍の対ソ攻撃が切迫しているという警告を数度にわたって受けているし、ベルカンにおける独ソの角逐はニーゴスラヴィアのクー・データを契機として、益々熾烈の度を加えて来

ていたので、ソ連が愈々対独戦の近いことを覚悟して背後の安全を確保しようとしたことは当然であった。日本も亦この条約によって背後の安全を確保しようとしたのである。松岡はベルリンでヒットラーやリッベントロープと会談した時、彼らから独ソ関係の危機について説明されたが、数ヵ月も前から対ソ攻撃計画が進行しつつあることなどについては知らされなかつた。そのため、松岡は日本の対外政策の南方指向性が従来どおり継続し得るであらうことを疑わなかつた。

一九四〇年十二月十八日以後、日独両国の三國同盟についての解釈は分離して來た。すなわち、日本はまだヒットラーの秘密計画を知らないので、日独伊ソ四国の提携関係の発生を期待してこの条約を理解していたのに対し、ドイツは既にソ連との提携という考えをはつきりと放棄してしまつてゐた。そのため一方においてドイツが着々として反ソブロックを形成しつつある間に、松岡は翌年四月のドイツ訪問の往路モスクワに立ち寄つた時に日独伊ソ四国協商案とでも称すべきものをソ連側に提案した。⁽³⁰⁾勿論、これは実現しなかつたので、帰途モスクワに立ち寄つた時に、ソ連邦との間にあつた関係をそのまま諒解的に条約文として表現した。それは、東郷大使以来の伝統的な対ソ政策が、独ソ関係の危機切迫という客観情勢に助けられて既に結晶化していたものき、松岡が中立条約と銘うつて發表したるものである。これによつて日ソ関係が改めて改善された訳ではない。日ソ中立条約によつて日本は北方の軍備をゆめることが出来ず⁽³¹⁾、北樺太の利権の譲渡を約束させられた。これによつて得をしたのは、日本ではなくソ連であった。

この条約によつてソ連はヒットラーが西方においてどのような行動にでようとも、東方から攻撃を受けることはない⁽³²⁾、こう保証を得た。日本はこの条約によつて従来の南方政策推進を再確認した。すなわち日本はいぜんとして日独伊

三国同盟に対する従来の解釈を変更せず、ソ連との関係は静態的現状維持あるいはより積極的に友好的提携関係にもちこんでおき、南方政策の推進に必然的に伴う対英米問題の解決を先にするための道具として三国同盟をみていたのである。

しかるにドイツは一九四〇年十一月十八日以降は対ソ問題の解決を先にしている。そのため日本とドイツは同盟国でありながら、世界問題の処理についてのタイム・テーブルを異にすることになったのであり、このことは既に三国同盟が実質的には分裂を開始したことを意味する。

英米側は日ソ中立条約の価値を小さく見なそうとしたが、四月十九日のプラウダはこれに答え、ソ連が外部事情に影響されることなしに、独立独歩にその政策を遂行出来る時機が到来したことを指摘した。そして、それと同時に、一九四〇年十月に日本が提案した独ソ不可侵条約と同型の日ソ不可侵条約をソ連がとりあげなかつたこと、および同年十一月にはソ連が三国同盟との提携を拒絶したことがはじめて明らかにされた。すなわちこれによつてソ連邦の政策は日独伊三国同盟とは別個のことであること、蔣政権に対する関係は不变であり、極東における日本との関係は必要以上に親密化されることを好まないことが明らかにされた。当時延安で発行されたパンフレットは新条約をもつてソヴィエト平和政策の勝利であるとし、これによつて極東戦線は安定したと述べた。ドイツ側はこの条約の成立に驚きかつ困惑した。⁽³³⁾

五 枢軸同盟とバルカン政治

イタリーは当時、ロシアに対してもうじる敵対的な国家であった。一九四〇年三月二十九日にモロトフは「ロシアの南部に近接する国家の中で、ルーマニアはわれわれとの間に不可侵条約を持っていない国である。それは何故かといえ、ベッサラビア問題が残っているからである。ルーマニアのベッサラビア獲得をソ連はいまだ曾て認めたことがない」と述べた。⁽³⁴⁾ ベッサラビアは帝制時代ロシアの領土であった。それを革命後の弱体政府時代ルーマニアが自國領土に編入したものであった。当時、トルコとギリシャは英仏陣営に属し、ブルガリアはソ連と友好関係にあった。ユーゴスラヴィアはそれまで自国の安全をチニコスロヴェキアやルーマニアやポーランドとの協調外交に依存していたが、ポーランドとチニコスロヴェキアは既にドイツ軍の支配下にあった。ルーマニアの援助は期待出来なかつた。かつてユーゴスラヴィアはソ連に援助を求める決意をしたのであった。⁽³⁵⁾ 一九四〇年五月十一日、ソ連とユーゴスラヴィアとの間に通商協定が調印された。この時、両国はイタリーを刺戟することを恐れて、この協定が通商協定であることを明らかにした。イタリーの新聞もドイツの新聞も衝突が表面化することを恐れて、ソ連とユーゴスラヴィアとの接近を承認した。だがこの協定がイタリーに対抗しているものであることは何人にも明らかであった。そして、イタリーとユーゴスラヴィアとの関係は極度に悪化したのである。

チアノ日記によれば、ムッソリーニは八月六日に、九月十日と二十日の間にユーゴスラヴィアを攻撃しようと語つたといわれている。⁽³⁷⁾しかし、攻撃計画はドイツの反対によって放棄しなければならなかつた。一九四〇年九月十九日に、リッペントロープ・ドイツ外相はムッソリーニ・イタリー首相に対し、今後のロシアの行動でブルガリアまたはユーゴスラヴィアに対するロシアの勢力を増大させる傾向がつたり、またロシアのボスフォラスへの接近の傾向があるものは、ドイツの見解と全く相容れないものであると言明した。しかし、それと同時にギリシャとユーゴスラヴィアに関しては、「全くイタリーの利益に関する事であり、イタリーのみがその解決策を選択する権限がある」と語つたのであつた。⁽³⁸⁾バルカンにおいてドイツはイタリーとロシア間の勢力均衡を維持しようとしたのである。

ルーマニアはユーゴスラヴィアやブルガリアがやつたようにソ連に援助を求める訳にはいかなかつた。何故ならば、ソ連はベッサラビアを欲していたからである。やむを得ずルーマニアはドイツ陣営に加担した。六月の末までにドイツはルーマニアに支配権を確立したが、軍隊はまだ進駐していなかつた。ソ連はルーマニアがドイツ軍に占領されてしまつてからでは、ベッサラビアの無血奪回は不可能であると思ひ、ルーマニア政府に対してベッサラビアの割譲を要求した。そして六月二十八日には軍隊を派遣してベッサラビアを占領、さらに北ブコヴィナも占領した。⁽³⁹⁾ドイツはただちにルーマニア領ブラソフ飛行場に大型爆撃機を着陸させ、ソ連のそれ以上の領土拡張を阻止した。ルーマニア政府は一九四〇年七月一日に、英仏によるルーマニア国境の保障を廢棄し、七月四日、ルーマニア政府のそれ以後の外交政策はローマ・ベルリン枢軸の政策によつて指導される旨発表した。

一九四〇年八月三十日、ドイツのリッペントロープ外相はイタリーのチアノ外相とウイーンで会見し、ハンガリー

ヒルマニア間の国境紛争を調停するための協議を行なった。この会談にはルーマニアの外相マノイレスコ及びハンガリーの外相チャキが招待されて参加している。この調停によつてルーマニアはハンガリーにトランシルヴァニアの北半分を割譲することになった。ソ連のモロトフ外務人民委員は、ドイツのこのハンガリー・ルームニア国境紛争の調停を、独ソ不可侵条約の協議条項の違反であるとした。⁽⁴⁰⁾ この割譲によつてハンガリーは、その面積四万四千平方キロメートル、人口約二百万の土地を得たのである。それまで徐々に枢軸陣営に接近しつゝあつたハンガリーは、この恩恵を受けて今や全く独伊枢軸陣営に加担することになった。こうして枢軸陣営は戦略的な見地から、大幅な利益を獲得することとなつた。東方における領土拡張の結果、ハンガリーは今や広い面でソ連と国境を接するようになつた。

先にベッサラビアおよび北ブルガリアを失い、今までトランシルヴァニアの北半分を失い、しかもブルガリアをブルガリアに奪取される危険にさらされつゝあつたルーマニアは既に弱小国家になりさがつてしまつてゐたがしかもなお、ルーマニアはドイツにとって戦略的に重要な国であった。ドイツとイタリーはルーマニアがこれ以上ロシアに割譲されることを好まなかつた。また、ルーマニア領を通じてソ連とブルガリアとの間に接触が生まれるのを好まなかつた。かくて、ドイツとイタリーはルーマニアの国境を現状のまま維持しようとする決意をした。イタリーのチアノ外相は一九四〇年八月三十日、ルーマニアのマノイレスコ外相に対し、イタリーとドイツは今日、ルーマニア国家の領土を保全し、その不可侵を保障すべく決意をした旨を通告した。⁽⁴¹⁾ この保障はあらたに決定されたハンガリーとの国境およびブルガリアとの国境に適用されるばかりでなく、ソヴィエト・ロシアとの国境に適用されるものであつた。

ドイツはその密約において、ルーマニアに対する軍事援助を約し、あらゆる可能性に備えて自動的にドイツの軍事援助が発動されるものとした。チアノ通告を受けてから二日後、ルーマニアの外相・ミハイル・マノイレスコはラジオ放送で次のように述べた。

「この保障によって我々と枢軸国との結びつきは解き難いものになった。今後我々の政策は枢軸国の政策と同じ道を辿るよりほかに道はない。」⁽⁴²⁾

ヒットラーは一九四〇年十月十一日、ルーマニアの油田を英國系企業のサボタージュから保護するためと一口実のもとに、国防軍に対してルーマニアの占領を命じた。⁽⁴³⁾ かくてドイツはルーマニア領内に軍隊を駐留させると共に、ルーマニアの軍隊を監視し、かつこれを指導することになった。このドイツ軍の行動は明らかにロシアに対抗するため、ロシアを目的にしてとられたものであった。

六 対ソ包囲陣の形成

一九四〇年十一月二十日、ヒットラー、リッベントロープ、チアノなどがウイーンに会合したが、それはハンガリーの三国同盟加入を承認するためであった。ハンガリーのテレキ首相は調印にあたって、特に三国同盟条約の第五条に言及し、ソヴィエト・ロシアに対する友好のゼスチャーを示した。彼はドイツ、イタリーが日本とこの同盟条約を締結したのは、「國際的正義に立脚した平和を確保せんがためであり、ハンガリーは歴史的發展の権利を尊重するそ

の隣国との友好関係を維持せんことを目標にしている。ハンガリー政府は特に三国同盟条約の第五条に満足を感じるものである」と述べた。次いで十一月二十三日、ルーマニアのアントネコス首相がベルリンにおいて、日独伊三国同盟条約の参加議定書に調印した。

ブルガリアは第二次歐洲大戰勃発の当初からソヴィエト陣営に属するものとみられていたが、ドイツはそのブルガリアを枢軸陣営に参加せしむべく努力した。ブルガリアはトルコへ通ずる道である。もしもトルコが三国同盟に参加するならば、あるいはまた、三国同盟に参加せずとも、ドイツ軍のトルコ領内通過を許可するならば、ピットラーの対ソ包囲計画は完成するであろう。かりにドイツ軍が小アジアの飛行場を使用出来るようになつたとしたら、ドイツ軍は南方からカスピ海に到達することが出来るし、バクーに対し直接攻撃をしかけることが出来る。したがつて、トルコへの道ブルガリアに対してもソ連もまた、色々と外交上の努力をはらつた。ソヴィエト政府はルーマニア領ブルジヤに対するブルガリアの要求を大いに支持した。ソヴィエト政府は、もしもブルジヤがブルガリアに返還されることがあるならば、それはドイツやイタリーの支持によるものではなく、ロシアのルーマニアに対する圧迫によるものであるということを理解させようとしたのである。⁽⁴⁵⁾ ソ連は明らかに独伊の力によってドブルジヤ問題が解決されることを好まなかつた。ところが、ハンガリーがルーマニアから北トランシルヴァニアを獲得してから一週間後、ルーマニアはドイツの圧迫を受けて南ドブルジヤをブルガリアに譲渡することを同意した。これはロシアの勢力圏にあつたブルガリアに対する独伊側の大きな勝利であった。ドイツとイタリーのブルガリアに対する圧迫は日と共に強まって行つた。そして、ロシアの南東ヨーロッパに対する勢力は急速に落ちて行つた。ブルガリアの人民は元来ロシ

ア好きであった。彼らは南東ヨーロッパにおいてソ連がドイツの勢力に対抗し得ることを信じていたが、右の事実によつて彼らのこの信念は地に落ちた。ソフィアにおけるソ連代表の役割は単なるオブザーバーに過ぎなくなつてしまつた。それでもドイツは未だその軍事作戦に対するブルガリアの直接参加を要求してはいなかつた。ただドイツ軍がブルガリア領を通過することに対する同意とその協力を求めたに過ぎなかつた。ブルガリアの人民の大部分が反独的であつたので、ドイツはその事に考慮をはらつて、ブルガリア軍の軍事的協力は求めなかつた。ドイツはブルガリアに対し、枢軸国の軍事作戦がバルカンで行なわれる場合にも、ドイツはブルガリアがその隣国を攻撃することを期待してはいないと告げていた。その代り、ドイツ軍のブルガリア領通過許可、ドイツ軍の側面防禦、ドイツ軍に対する反撃の撃退を期待すると告げていた。⁽⁴⁶⁾ ブルガリアをめぐる裏面の闘争は、一九四〇年十一月、ドイツがブルガリアの三国同盟参加を要求した時にその頂点に達した。枢軸国の目的はブルガリアの関心をルーマニアおよびソヴィエト・ロシアからそらせ、イタリーが戦争しているギリシャへ向けることになつた。三国同盟へ参加すれば、ブルガリアはギリシャの犠牲において、エーゲ海への出口を与えられることになつていた。この計画に対して、ソフィアにおいて多くの賛成の声がきかれた。しかし、ロシアはなおブルガリアに対する圧迫をつけ、ブルガリアが三国同盟へ参加しないよう努力した。

日独伊ソ四国提携問題にかんして、モロトフ外務人民委員がベルリンを訪問し、ドイツ側の出した諸条件に対する回答を留保して、ベルリンを去つてから三日後、ブルガリアの国王ボリス三世はヒットラー直々の招待を受けてベルリンを訪問した。この会談の主要議題はブルガリアの日独伊三国同盟加入の件であつた。ヒットラーの計画では、ハ

ンガリー、ルーマニア、スロヴァキアと一緒に、ブルガリアを三国同盟に加入させる筈であった。ボリス国王は躊躇して決しなかった。彼はその拒絶の理由として多くのことをあげたが、その中でもっとも重要なものは、ブルガリア内におけるロシアの影響力であった。⁽⁴⁸⁾ ブルガリアが公然と三国同盟に加入するならば、ブルガリアの国情は動搖するであろう。だが、ボリスは独ソの対立に対しては完全に中立的な外交政策を維持しながら、ブルガリアがバルカン地方における枢軸国の要求に応ずることを受諾した。ブルガリアの三国同盟に対する正式の参加は、ブルガリアの世論がそのようなブルガリア政府の行動を容認するようになった時にはじめて行なわれることになった。

ヒットラーに対する誠意を披瀝するためにボリスは反ニダヤ立法を行なうことを約束した。しかし、ブルガリアは英國とロシアに対しても友好的な態度を表示することを忘れない。ブルガリアは中立政策を維持するために大いに努力をしたのであった。ボリス国王がソフィアに帰るとソ連大使ソボレフはボリスと会見し、ブルガリアとドイツとの接近に不快の念をあらわしたが、ボリスおよび外務大臣ボフは独ソ関係にかんしては、ブルガリアは厳正中立を維持する旨保証した。⁽⁴⁹⁾

一九四一年十一月十日、モロトフはタス通信を通じて、ブルガリア問題に関する次のようなソヴィエト政府の見解を発表したが、それは直接ドイツに向けられたものではなく、むしろブルガリアに対して行なわれた。

(1) るしるドイツ軍隊が実際にブルガリア内にあり、なおブルガリア内に継続的に進入しつつあるならば、ドイツは未だ暫くブルガリア内における斯かる軍隊の駐留および通過をソ連邦に通達したことはないから、これらの行為はソ連邦のあらかじめの承認または同意なく行なわれたものである。

(2) ブルガリア政府はドイツ軍隊がブルガリア領を通過することを許可する問題について、決してソ連邦と相談することがなかった。そして其故にどのような種類の返答もソ連邦から受けることは出来なかつた。⁽⁵⁰⁾

このロシヨニケの重要な意義は、ソ連がドイツに対し、ドイツがブルガリア問題にかんしてソ連と討議しなかつたことを、暗黙のうちに非難したところにある。一九三九年の独ソ不可侵条約の第三条には、「締約国政府は共同の利益に関わる諸問題について、将来、相互に情報を交わすため協議をつづける」とある。従つてこの不可侵条約によれば、ドイツはブルガリア問題にかんし、ソ連と討議しなければならなかつた。ヒットラーはロシアから拒絶の回答が来ることを恐れて、むしろこの条約の協議条項を無視することを選んだのである。ドイツによるこの協議条項の違反は明白なものであつたにもかかわらず、ロシアはこれを間接的にドイツ側に知らせるに過ぎず、ブルガリアに対し抗議を行なうという形式をとつた。そればかりでなく、ソ連はドイツに対するこの間接的な抗議さえもあまりにもドイツを刺戟することを恐れ、かつ、独ソ友好関係の仮姿を維持しようとしてソ連の新聞は突如として独ソ両国間の経済および通商協定で、それまでに発表されなかつたものを発表した。

ブルガリアはその領土内にドイツ軍隊が存在することを正式に否定した。フィロフ首相はその演説で、どのような状況のもとにおいてもブルガリアはその領土内に外国軍隊の駐在を許可しないということを繰り返し述べた。しかし、ソ連のブルガリアに対する勢威は殆んどゼロの点まで下つてしまつた。ドイツは今やその目的達成のためには、兵力に訴える用意すらあることを隠そともしなかつた。ソ連の抗議はそれが軍事行動による援護を背後に控えていふ場合には威力があつたが、それが単なる外交である時には効果はなかつた。ドイツの勝利は確実であつた。一方、

ドイツは大量の軍需物資をブルガリア領を通じてユーゴスラヴィアの国境にまで輸送しつつあった。ベルリン政府はドイツの軍隊がブルガリアに進入しつつあることを公式には否定していたが、数千のドイツの「旅行者」がブルガリア領内で飛行場を建設したり、船橋を設けたりして、ドイツ軍の進撃のためのあらゆる準備をなしつつあった。⁽⁵¹⁾またこの頃、ブルガリアはドイツに接近するもう一つの重要な行動をとった。それは一九四一年二月十七日にトルコとの間に不可侵条約を締結したことである。この条約の意図は、ドイツ軍がブルガリアに軍事行動を起した場合、トルコがドイツ・ブルガリア間の紛争に介入することをあらかじめ防止しようとするものであった。ソヴィエト政府はタス通信を通じて、トルコ・ブルガリカ間の不可侵条約がソ連の働きかけによって締結されたものであるというスイスの新聞の報道が事実無根である旨を説明した。またこの頃になるとドイツはブルガリアが日独伊三国同盟に参加することを公然と要求するようになって来た。そして一九四一年三月一日にブルガリアのフィロフ首相は、ウイーンにおいて日独伊三国同盟条約の参加議定書に調印したのであった。調印するにあたって、フィロフは「ブルガリアはソヴィエト・ロシアとの友好関係を継続し、さらにこれを發展させることを目標にしている」と述べたが⁽⁵²⁾、それから約二時間後、ドイツの機械化部隊はブルガリアの国境を越えた。

七 ハンガリーとユーゴスラヴィア

一九四〇年十一月二十日、ハンガリーのテレキ首相はウイーンにおいて三国同盟参加議定書に調印したが、調印に

あたつてテレキは、ソ連とハンガリーの間の友好関係を強調した。ハンガリーの閣僚たちがハンガリーの三国同盟参加をどのように解釈していたかに關係なく、モスクワ政府は事態を現実的に解釈し、ハンガリーの反ソヴィエト・ブロッカへの参加に対しても抗議をしたのであった。常の如くこの抗議は外国新聞の報道を否定する形式で行なわれた。一九四〇年十一月二十三日、タスは次のように報じた。「バンブルガー・フレムデンブロックによると、ハンガリーが日独伊三国同盟に参加したのはソヴィエト政府の同意と承認を得た後のことであるとされてゐるが、これは事実と合致しない」。然し、ドイツの政策については「一貫の抗議もなされなかつた」。⁽³³⁾

ドイツのニーゴスラヴィアへの圧迫がはじまつたのは、一九四一年二月のはじめであった。二月十四日にシヴェトロ・チャイコフ首相 (Premier Cvetkovich) とマルコ・マーキッチ (Cincar-Markovich) 外相はヒットラーに期待されて、彼のバルバリアの城を訪ね、そこで日独伊三国同盟への参加を求めるれた。一人はヒットラーに対して明確な返答はしなかつたけれども、ヒットラー提案に対して充分な考慮を払ひ血を述べた。ニーゴスラヴィア政府はヒットラーから斯様な提案を受けたことを秘密にしておこうとしたが、それはすぐ國內に知れわたつた。ドイツの圧迫は次第にその力を増し、ニーゴスラヴィア側の回避策もその効を奏さなかつた。ニーゴスラヴィア政府は代案としてヒットラーに対して友好及び不侵略条約を提案した。英米両国政府はドイツの圧迫に対するニーゴスラヴィア側の抵抗を激励した。ソ連は英米両国とは別個に行動していくけれども、ニーゴスラヴィアがドイツの勧誘に載らないようすすめ、そしてソ連邦との間に不侵略条約を締結すれば、ニーゴスラヴィアの困難は一時除去されるように思われた。しかしひットラーがこの考えに反対したので、この計画は流れた。ニー

ゴスラヴィア国内における親ドイツ派と反ドイツ派の闘争は次の二週間に於いて激烈をきわめた。この間イタリーはその軍隊をニーゴスラヴィア国境に集結した。次いで、ドイツは回答期限一週間の最後通牒をニーゴスラヴィアに手交した。ニーゴスラヴィア政府はヒットラーの要求に屈し、一九四一年三月二十一日、三国同盟に参加することを決定した。この決定はニーゴスラヴィア内閣の危機をもたらし、数人の閣僚が辞職した。一九四一年三月二十五日、シエニトコヴィッチ首相は三国同盟条約の参加議定書に調印した。調印後、独伊両国は宣言を発し、両国は「いかなる場合でもニーゴスラヴィアの主権の尊重および領土の保全を期する」決意し、かつ両国は戦中ニーゴスラヴィア領内の軍隊の通過および輸送の権利を要求しないことに同意した⁽⁵⁵⁾。三月二十七日、ニーゴスラヴィアは枢軸国から斯様な保證を受けた唯一の国となつた。三月二十七日の夜ニーゴスラヴィア国内にクーデターがあり、シモヴィッチ将軍が新政府首班となつた。新政府は四月五日ソ連との間に不侵略条約を締結した。この条約によつて両締約国は互いに侵略行為に出ないことを約すると共に、締約国のはれかが第三国によつて攻撃された場合には、相互に友好関係を維持することを約した。ヒットラーは直ちに行動を起した。この条約が調印されてから数時間後の一九四一年四月六日の松暁、ドイツとイタリーの軍隊はニーゴスラヴィアの国境を越えたのである。

八 結 語

枢軸国側にとって一九四〇年十一月のベルリン会談は失敗に終つたといふのが適當であろう。斯くて失敗に終つた

ヘルマン・ヘルツの反論として、マクシムは反対から回覧の形成に努力を傾注するに至ったのである。これがいわゆる「ヘルツの回覧」である。この回覧は、1940年1月廿六日以後に於いては（その辺は出難に加え、1940年1月廿六日以後に於いては）ノ連は田中太郎（田中太郎）の回覧諸國にて其の作戦をもたらす仲間となり得た国家ではなく、さうした対抗勢力となつた。田中太郎（田中太郎）の回覧構想は崩壊したのである。

注

- (1) “Barbarossa”とは赤のむらの意味で、十一世纪に活躍した神聖ローマ皇帝フリードリッヒ一世のあだ名である。ハインリッヒ・ゼン（田中太郎証）、「第一次世界戦争、文庫ケヤク」・田水社、一九六五年、四九頁。
 - (2) 攻撃計画のじん。ハーディの証言によれば、1940年七月廿六日以前に攻撃作戦の準備をつくつてゐた。The Trial of German Major War Criminals, London, 1947, part 6, p. 237
 - (3) 東京裁判速記録、七長判・大判
 - (4) 近衛文麿、平和への努力・牛川風
 - (5) 田中太郎（田中太郎）の経緯について、「一九三一年・太平洋問題調査部論・太平洋戦争前史・みずから書房昭和八年・上巻・第十五章、雑誌世界・昭和廿五年十一月の高木惣吉の論文、重光義・留保の動搖・中央公論社・昭和廿七年・二五七頁以下
 - (6) 入江謙吾監・國際法解説、一九六八年・成文堂・一九五〇年
 - (7) 一九四〇年十一月廿六日（ヘルツ）のハルト外務省機関紙「アルテナ」に於て、トーハー、カ及ビトジアに何を用ひたかと問うて、Alfred Seidl, Die Beziehungen zwischen Deutschland und der Sowjetunion, 1931—1941, S. 263
 - (8) 米国務省編纂・大戦の秘録・証言新證社・留保廿八年・二八九・二九〇頁
 - (9) J. B. Duroselle, Histoire Diplomatique, de 1919 à nos jours, 1953, Paris, p. 333
- 田中太郎（田中太郎）の回覧

- (10) 大戦の秘録・前編軸・111111・1111回観
- (11) 同上書・1111回観
- (12) 同上書・11九回観
- (13) 同上書・11九回観
- (14) 同上書・11九回観
- (15) 同上書・1111五回観
- (16) 使節接應・盤矢の1回、留保中十冊・裕親社・1111回観
- (17) David J. Dallin, Soviet Russia's Foreign Policy, 1939—1942, Yale Univ. Press, 1945, p. 341.
- (18) Dallin, op. cit., p. 343
- (19) Max Beloff, The Foreign Policy of Soviet Russia, 1929—1941, vol. 2, Oxford Univ. Press, 1949, p. 370
- (20) Beloff, op. cit., p. 370
- (21) Dallin, op. cit., p. 340
- (22) Beloff, op. cit., p. 370
- (23) Dallin, op. cit., pp. 340, 341
- (24) Dallin, op. cit., p. 341
- (25) Dallin, op. cit., p. 342
- (26) Dallin, op. cit., p. 339
- (27) 國十總大卦御鑑鑑證錄・據1111印鑑・1111回観八回米校稿・110九回観
- (28) The Memoirs of Cordell Hull, vol. 2, New York, 1948, p. 993
- (29) 「總理・クルーベーの謠の娘」1回の序説が終りた後へド、序説の後にだんだんと松園議論を繰り返すようになって来た松園は別に眞理事、機密顧問、眞理事官僚などはなかった。『眞理』はやかくの眞理事を務めた眞理田が、娘たるの眞理田へとつづく

「たゞ一いだもへるゝ興味のたまご」世名方便アガルハヤ。横濱政術館、歴史的な歴史——絵画の国画題の駆逐、

詔院美術社・留保川口母・一〇日間

(30) 国画部公一辦・竜溪の歌謡・文振齋詩集社・留保川口母・十七日

(31) 梶条耕穀詩集・松々社・留保川口母・十七日

(32) Frederick L. Schuman, Soviet Politics, at home and abroad, New York, 1949, p. 411

(33) Yosuke Matsuoka and the Japanese-German Alliance, by John Huizinga. The Diplomats, 1919—1939, edited by

Gordon A. Craig and Felix Gilbert, Princeton Univ. Press, 1953, p. 639

(34) Dallin, op. cit., p. 201

(35) C. E. Black and E. C. Helmreich. Twentieth Century Europe, New York, 1950, p. 152

(36) Dallin, op. cit., p. 203

(37) J. B. Duroselle, op. cit., p. 330

(38) Duroselle, op. cit., p. 331

(39) Dallin, op. cit., pp. 238, 239

(40) Ernst von Weizsäcker, Erinnerungen, 1950, S. 299

(41) Dallin, op. cit., p. 262

(42) Dallin, op. cit., p. 263

(43) Duroselle, op. cit., p. 321

(44) Dallin, op. cit., p. 276

(45) Dallin, op. cit., p. 278

(46) Dallin, op. cit., p. 281

(47) ハセトヨトモ一九四〇年十一月廿四日御忠川國画題ノ書へ。

『忠川國画題總覽』の題跋

- (44) 「ベニガラトの入此は日本より來りハト放れども、ソシ國ノ芝園虫盆ノ御膳屋ノ御膳心乃井出レタド也。Joseph S. Roucek, Balkan Politics, International Relations in No Man's Land, Stanford Univ. Press, 1948, p. 64 (一九四一母十一月廿二日ノ田舎ノベニガラトダテメリカ合衆國ノ眞諦を表す)。ベニガラト等の世話を眞諦其川園画譜ノ如ヘソトア。ヤコブス・ヒルトの出頭が爲いたる事多々有矣。且ハトノ御膳屋ノ御膳心乃井出レタド也。」

- (45) Dallin, op. cit., p. 282
(46) Dallin, op. cit., p. 283
(47) Dallin, op. cit., p. 284
(48) Dallin, op. cit., p. 285
(49) Dallin, op. cit., p. 298
(50) Dallin, op. cit., p. 302
(51) Dallin, op. cit., p. 302
(52) Dallin, op. cit., p. 302
(53) Dallin, op. cit., p. 302
(54) Dallin, op. cit., p. 302
(55) 林毅陸・歐洲最近外交史・國立出版社・昭和十八年・大一回目